

鳥取県告示第338号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成21年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
80	山陰合同銀行淀江支店	名称	山陰合同銀行淀江支店	山陰合同銀行淀江出張所	平成21年4月20日
82	山陰合同銀行境東支店	〃	山陰合同銀行境東支店	山陰合同銀行境東出張所	〃
447	山陰合同銀行桜谷支店	〃	山陰合同銀行桜谷支店	山陰合同銀行桜谷出張所	〃